

【春合宿 第3問】

Xは、事件当日の平成29年12月27日に後輩Aと飲み会をしていた。同日午後8時20分頃、Xは、Aが無礼な態度や発言をしたことに腹を立て、「ちょっと痛めつけてやるか。」と思い、Aの頭部を手元にあった陶器製の灰皿で数回殴打した。その結果Aは、心理的圧迫等により血圧を上昇させ、内因的高血圧性橋脳出血（以下脳出血）を発生させて意識消失に陥った。

その後Xは、Aを暴行現場から5キロほど離れた東京都港区所在のレジャー施設付近の駐車場まで運搬し、同日午後10時40分頃、同場所に放棄した。

同日午後11時30分頃、警備の仕事を終えて帰ろうと駐車場に立ち寄ったYは、同所にうつぶせで倒れていたAを発見し助けようと近づいた。しかし、その人物が以前から恨んでいたAだったことに気づき、「ちょうどいい。ストレス解消に何発か殴らせてもらおうか。」と思い、近くにあった木の角材でAの後頭部めがけて数発振り下ろした。

翌日12月28日午前2時、Aは脳出血により死亡した。鑑定の結果、Aの直接の死因は、Xによる第一暴行であり、第二暴行は、第一暴行により発生した脳出血を拡大させ、死期を幾分か早めたものであったことが分かった。

この時のX及びYの罪責を答えよ。

参考判例：最高裁平成2年11月20日第三小法廷決定